

《 納 稅 準 備 預 金 》

商品名	納税準備預金
ご利用頂ける方	法人および個人の方
期 間	特に期間の定めはありません
お預け入れ	預入方法：隨時お預け入れいただけます 預入金額：1円以上 預入単位：1円単位
払戻方法	原則としてお客様の租税（国税・地方税）の納付に当てる場合に払い戻しいたします
金 利	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、月初に金利の変更をいたします ・金利は店頭の表示ボードをご覧ください
利 息	<ul style="list-style-type: none"> ・計算方法：付利最低残高1,000円、付利単位を100円、1年を365日とする日割り計算 ・利払方法・頻度：3月および9月の当金庫所定の日に元金に組入れます
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・租税の自動支払いができます ・利息には税金がかかりません（ただし、租税納付以外の目的で払い戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は課税されます）
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室（9時～17時、電話：0120-00-2085）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・租税納付以外の目的で払い戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、普通預金利率を適用します。 ・預金保険の対象となります。預金保険によって元金1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元金を合計して1,000万円までとその利息が保護されます） ・お通帳の未記帳明細が一定件数を超えた場合は、隨時明細を集約いたします。 ・お通帳の未記帳明細が一定数を超えた場合は、前述の集約が行われるかまたは通帳が記帳されるまで、キャッシュカードによる入出金取引および振込入金、自動引落等を含め、すべての取引が停止いたします。通帳のご記帳は、定期的にお願いいたします。 ・この預金は「普通預金規定」によりお取扱いいたします。本預金をご利用の際には、必ずご覧ください。